

令和4年2月1日から

ごみの分別区分と収集体制の一部変更について



ごみに関する市民説明会（クリンクルキャラバン）

松戸市環境部

1

【説明のポイント】

松戸市では、令和4年2月1日からごみの分別と収集体制の一部変更を実施します。

今回の変更は、老朽化が進んでいる資源リサイクルセンターに代わる施設として建設中の（仮称）松戸市リサイクルプラザの稼働に向けて見直しをするものです。

その内容についてご説明します。

分別区分の変更点

「燃やせるごみ」	➡	「可燃ごみ」
	名称のみ変更	
「陶磁器・ガラスなどのごみ」	➡	「不燃ごみ」
資源ごみの「金属製品類等」	➡	「不燃ごみ」
粗大ごみの7品目	➡	「不燃ごみ」
	集積所で回収	

2

変更ポイントの1つめ、分別区分の一部変更についてです。

1点目

「燃やせるごみ」の名称を変更し、「可燃ごみ」とします。
「可燃ごみ」として出せるごみの内容に変更はありません。

2点目

「陶磁器・ガラスなどのごみ」と、「資源ごみ」の一部、「粗大ごみ」の一部を加えて、「不燃ごみ」という区分を新たに設けます。

「資源ごみ」のうち紙類・布類、ビン類・缶類を除いた、
金属製品類、小型家電製品等を「不燃ごみ」に変更します。
また、今まで「粗大ごみ」としていた品目のうちの7品目を「不燃ごみ」に変更して、集積所に出せるようにします。

(詳しくは8頁で説明します)

ごみ分別区分変更表

現在のごみ分別区分		変更後のごみ分別区分	
燃やせるごみ	生ごみ 資源にならない紙類	可燃ごみ	生ごみ 資源にならない紙類
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器・ガラス製品 プラスチック製品 (30cm以上50cm未満のもの)	不燃ごみ	陶磁器・ガラス製品 プラスチック製品 (30cm以上50cm未満のもの) 粗大ごみだったもの一部
資源ごみ	紙類 布類 金属製品類 小型家電製品類 ビン類 缶類 スプレー缶 自転車	資源ごみ	紙類 布類 ビン類 缶類 金属製品類 小型家電製品類 スプレー缶 普通自転車
リサイクルするプラスチック	容器包装プラスチック	リサイクルするプラスチック	容器包装プラスチック
その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品 (30cm未満のもの) ゴム類・合成皮革製品 汚れが付着したリサイクルするプラスチック	その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品 (30cm未満のもの) ゴム類・合成皮革製品 汚れが付着したリサイクルするプラスチック
有害などのごみ	乾電池 蛍光灯 水銀体温計 使い捨てライター	有害などのごみ	乾電池 蛍光灯 水銀体温計 使い捨てライター
ペットボトル		ペットボトル	
粗大ごみ	一辺の大きさが概ね50cm以上のもの	粗大ごみ	一辺の大きさが概ね50cm以上のもの ※電動アシスト自転車は粗大ごみ

3

3頁の表でご覧いただくと、「陶磁器・ガラスなどのごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」からそれぞれ「不燃ごみ」へと変更になる品目をご確認いただければと思います。

「陶磁器・ガラスなどのごみ」からは
陶磁器類、ガラス類、30cm以上50cm未満のプラスチック製品

「資源ごみ」からは
金属製品類、小型家電製品類、スプレー缶、普通自転車等

「粗大ごみ」からは
衣装ケースや電子レンジ等（詳しくは8頁で説明します）

が、「不燃ごみ」として出していただく、主な品目になります。

分別区分の変更に関する注意点

ビン類・缶類の出し方

- 「資源ごみ」として出せるビン類・缶類は、飲料用・食品用に限ります。
- 飲料用・食品用以外のビン類・缶類（薬品類・化粧品のビン、スプレー缶、一斗缶、ペンキ缶等）は「不燃ごみ」として出してください。



その他「不燃ごみ」の出し方など

- ポリ袋に入らない「不燃ごみ」は、そのまま集積所等に出してください。
- 普通自転車は「不燃ごみ」になりますが、電動アシスト自転車は「粗大ごみ」に変更になります。



4

分別区分の変更に関する注意点について何点かご説明します。

ビン類・缶類の出し方についてですが、「資源ごみ」として出すことができるのはジュース缶、ビール瓶、缶詰などの飲料用・食品用のビン類・缶類となります。

薬品類の空きビン、化粧品の空きビンのほか、スプレー缶、一斗缶、ペンキ缶などの飲料用・食品用以外のビン類・缶類は「不燃ごみ」となります。

どちらに出したらよいか判断がつかない場合は、「資源ごみ」として出していただいても結構です。

その他、「不燃ごみ」のうち、衣装ケースや自転車など、ポリ袋に入らないものは、そのまま集積所等に出してください。

また、普通自転車は「不燃ごみ」になりますが、電動アシスト自転車は重量があり、収集作業が困難なことから、「粗大ごみ」（3頁右側の表の粗大ごみ）に変更します。

収集日の変更点

「不燃ごみ」の収集日

➡ 「資源ごみ」と同じ曜日

「陶磁器・ガラスなどのごみ」

月1回 ➡ 「不燃ごみ」として週1回

「紙類・布類」・「ビン類・缶類」

週1回 ➡ 隔週（毎週交互）

5

変更ポイントの2つめ、収集日の一部変更についてです。

ごみ収集における地域別の基準日は基本的に変更はありません。

「不燃ごみ」に変更となるごみと「資源ごみ」の収集方法に一部変更があります。

1点目、

「不燃ごみ」は、「資源ごみ」、「有害などのごみ」と同じ曜日に毎週1回収集を行います。

月1回収集していた「陶磁器・ガラスなどのごみ」の分別区分はなくなりますので、

「陶磁器類、ガラス類」

「30cm以上50cm未満のプラスチック製品類等」は、週1回の収集となる「不燃ごみ」の日にお出しく下さい。

2点目、

「資源ごみ」は、紙類・布類とビン類・缶類を1週間おきに交互で収集するようになります。

ごみ収集日変更表

現在の収集体制

●曜日	▲曜日	○曜日	■曜日	◎曜日	△曜日
燃やせるごみ	資源ごみ	燃やせるごみ	リサイクルするプラスチック	燃やせるごみ	その他のプラスチックなどのごみ
	有害などのごみ	陶磁器・ガラスなどのごみ(月1回)			

変更後の収集体制

●曜日	▲曜日	○曜日	■曜日	◎曜日	△曜日
可燃ごみ	資源ごみ 紙類・布類 ←→ ビン類・缶類 (隔週)	可燃ごみ	リサイクルするプラスチック	可燃ごみ	その他のプラスチックなどのごみ
	不燃ごみ				
	有害などのごみ				

※「不燃ごみ」「資源ごみ(ビン類・缶類)」「有害などのごみ」は、分別ごとに別々の透明・半透明のポリ袋に入れて出してください。

※剪定枝等の草木類は、「資源ごみ」「不燃ごみ」と同じ曜日に収集します。

6

6頁は収集日の変更表になりますので併せてご確認ください。

「資源ごみ」「不燃ごみ」以外の「可燃ごみ」「リサイクルするプラスチック」「その他のプラスチックなどのごみ」「有害などのごみ」の収集日については、基本的に現在の収集体制と変わりません。

隔週で交互に収集を行う「資源ごみ」については、令和4年1月中に各世帯に配布される「家庭ごみの分け方出し方」やスマホ用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で、どの週に紙類・布類とビン類・缶類のどちらを収集するのかが確認できます。

「不燃ごみ」「資源ごみ」「有害などのごみ」の収集日が同じ曜日になりますが、分別ごとに別々の透明または半透明のポリ袋に分けて出してください。

剪定枝等の草木類については、本来は「燃やせるごみ」の分別ですが、「資源ごみ」「不燃ごみ」と同じ曜日に収集を行います。

リサイクル活動を推進しています

【集団回収(軒下回収・拠点回収)】

市では、町会等の団体による自主的なリサイクル活動を推奨しています。リサイクル活動登録業者との話し合いで回収日、回収場所、回収品目を取り決めて回収すると、引き渡し量に応じて市から奨励金が交付される制度です。

奨励金は、町会等の運営の活動資金等として活用でき、市のごみ収集に出すよりもメリットがありますので、リサイクル活動への積極的な参加や回収品目の拡大にご協力をお願いします。

回収品目

- 紙類(新聞紙・雑誌類・段ボール)・布類
- 缶類(スチール缶・アルミ缶)
- ガラスびん類
- ペットボトル

問 環境業務課 ☎366-7332



7

松戸市では、町会等の団体による自主的なリサイクル活動、集団回収を推奨しています。

「資源ごみ」の収集は隔週になりますが、市の収集と組み合わせて集団回収を行うことで色々なメリットがありますので、より積極的な集団回収の活用をご検討ください。

軒下回収、拠点回収とも呼ばれているこの活動は、町会等の団体とリサイクル活動登録業者との話し合いで回収日、回収場所、回収品目を取り決めて回収すると、引き渡し量に応じて市から奨励金が交付される制度です。

回収品目は、紙類、布類、缶類、ガラスびん類、ペットボトルです。

お問合せは 環境業務課 047-366-7332 へお願いします。

粗大ごみから不燃ごみに変更となる7品目

品目	ごみの出し方・条件	
風呂のふた	畳んでまとめて ひもで縛る	
アイロン台	脚を畳む(たためない もので50cm以上は粗大ごみ)	
カーペット類	4.5畳まで (畳んでひもで縛る)	
電子レンジ	50cm未満	
衣装ケース類	80cm未満 (1回に1個まで)	
座布団	80cm未満	
クッション	80cm未満	

8

続いて、「粗大ごみ」から「不燃ごみ」に変更となる7品目について説明します。

現在、「粗大ごみ」となっている品目のうち、

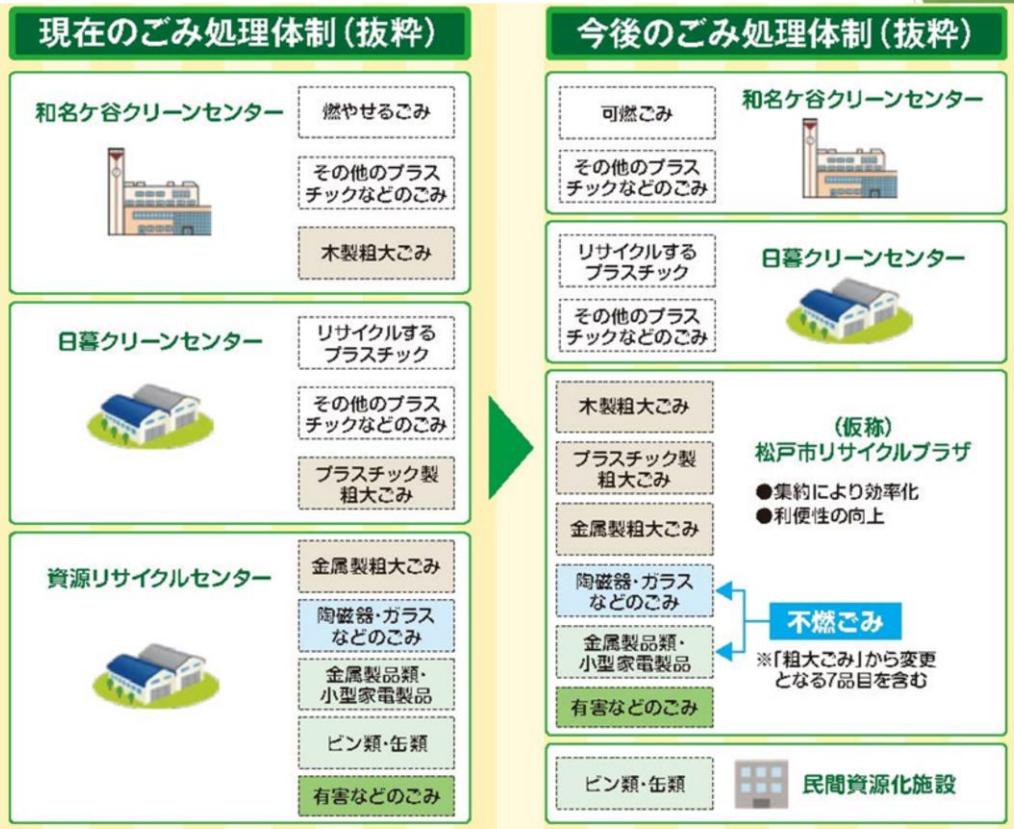
- 風呂のふた
- アイロン台
- カーペット類
- 電子レンジ
- 衣装ケース類
- 座布団
- クッション

については「不燃ごみ」として集積所に出せるようになります。

ただし、集積所に出す際の条件がそれぞれありますので、事前にご確認をお願いします。

衣装ケース類はかさばるため、集積所に置ききれなくなったり、収集のトラックに積みきれなくなる恐れがあるので、1回に1個ずつ出してください。

ごみ処理体制の一部変更について



9頁からはごみ処理体制の一部変更についてご説明します。

今までのごみ処理体制では、粗大ごみを素材別に3つの施設に分けて処理していたため、効率性が課題となっていました。

そこで、老朽化した資源リサイクルセンターに代わる施設として、(仮称)松戸市リサイクルプラザを建設し、施設稼働後は木製、プラスチック製、金属製全ての「粗大ごみ」と「不燃ごみ」として「金属製品類」「小型家電製品」「有害などのごみ」「陶磁器・ガラスなどのごみ」等をまとめて処理することで、集約による効率化と利便性を向上させます。

ビン類・缶類については、新たな処理設備は作らず、民間の資源化施設での委託処理を行います。

ごみを自己搬入する施設が令和4年4月1日から変わります

(仮称)松戸市リサイクルプラザは、「粗大ごみ」「不燃ごみ」「有害などのごみ」をまとめて処理する施設として、六和クリーンセンター（七右衛門新田316の4）跡地に建設中です。それに伴い、令和4年4月1日からごみを自己搬入できる施設が変わります。

令和4年3月31日まで

今までどおり3施設に自己搬入

和名ヶ谷クリーンセンター

- 可燃ごみ（燃やせるごみ）
- 布団・カーペット類など
- 木製の粗大ごみ

日暮クリーンセンター

- プラスチック製品類など
- プラスチック製の粗大ごみ

資源リサイクルセンター

- 金属製品・家電製品類・陶磁器・ガラスなどのごみ・ビン・缶類
- 金属製の粗大ごみ ※家電リサイクル法対象品目・パソコンは搬入できません。

令和4年4月1日から

粗大ごみの自己搬入を（仮称）松戸市リサイクルプラザに一元化

（仮称）松戸市リサイクルプラザ

- 木製・プラスチック製・金属製の粗大ごみ(布団・カーペット類含む)
 - 金属製品・家電製品類・陶磁器・ガラスなどのごみ(不燃ごみ)
- ※家電リサイクル法対象品目・パソコン、ビン・缶類は搬入できません。



(仮称)松戸市リサイクルプラザイメージ図

（仮称）松戸市リサイクルプラザの正式名称や問い合わせ先は、決まり次第お知らせします



自己搬入する際は必ず事前に施設へ電話をして承認を受けてください。

和名ヶ谷クリーンセンター ☎392-1118、日暮クリーンセンター ☎388-6555、資源リサイクルセンター ☎384-7890

ごみ処理体制の一部変更に伴う皆さんへの影響ですが、ごみを自己搬入する施設が令和4年4月1日から変わります。

これまでの説明のとおり、（仮称）松戸市リサイクルプラザは、「粗大ごみ」「不燃ごみ」「有害などのごみ」を処理する施設として、六和クリーンセンターの跡地（七右衛門新田）に建設を進めています。

この施設では、3施設に分けて処理していた「粗大ごみ」をまとめて処理するため、「粗大ごみ」の持ち込み先は（仮称）松戸市リサイクルプラザになります。

自己搬入の開始は令和4年4月1日からとなりますので、令和4年3月31日までは今までどおり3施設に自己搬入してください。

分別区分、収集日の一部変更とは時期が異なりますので、自己搬入の際にはご注意ください。

「松戸市認定袋 燃やせるごみ専用」

の名称等を一部変更します



現在の認定袋



新しい認定袋

分別変更前に新しい認定袋を使うことも、分別変更後に現在の認定袋を使うことも可能です

11

「燃やせるごみ」の名称が「可燃ごみ」になることから、認定袋も名称をこれまでの「松戸市認定袋 燃やせるごみ専用」から「松戸市認定袋 可燃ごみ用」へ変更し、デザインも一部変更します。

令和4年2月前後からスーパーや小売店での販売が始まる予定です。

分別変更前に新しい認定袋を使うことも、分別変更後に現在使用中の認定袋を使うことも可能です。

今後のスケジュール

令和3年12月	(仮称)松戸市リサイクルプラザの 正式名称決定
令和4年1月中	「家庭ごみの分け方出し方」全戸配布 「ごみ処理ガイド」新聞折込(予定)
令和4年2月1日	分別区分・収集日の変更スタート
令和4年4月1日	粗大ごみの持ち込み先が (仮称)松戸市リサイクルプラザに 一元化

12

今後のスケジュールについてご説明します。

令和3年12月ごろに(仮称)松戸市リサイクルプラザの正式名称が決定する見込みです。

令和4年1月ごろより順次、「家庭ごみの分け方出し方」を全戸配布します。「家庭ごみの分け方出し方」は例年3月15日に新聞折込による配布を行っていますが、分別区分変更前に前倒しし、全戸配布方式でお届けします。

また、令和4年1月中旬には、「家庭ごみの分け方出し方」に掲載しきれない情報や、品目ごとの分別区分等を盛り込んだ冊子「ごみ処理ガイド」を、新聞折り込み方式で配布予定です。新聞未購読世帯の方で配布をご希望される方は、環境業務課や支所等の窓口での配布を予定していますので、お問い合わせください。

令和4年2月1日に、分別区分・収集日の変更がスタートします。令和4年4月1日からは、「粗大ごみ」の持ち込み先が全て(仮称)松戸市リサイクルプラザになります。

「粗大ごみ」**以外**のごみの持ち込み先については、「家庭ごみの分け方出し方」でご案内する予定です。

ごみに関するお問い合わせ先

コールセンターフリーダイヤル **0120-264-057** (通話料無料)

一部IP電話の方はこちら 050-5358-9687 (有料)

開設日・時間

ごみ収集日の8時30分から午後5時まで

※土曜、祝日も対応します。ただし、ごみ集積所の設置手続き、ルール違反のごみ及び道路上の不法投棄の対応、ふれあい収集(訪問収集)は市役所開庁日のみの対応となります。

休み

日曜日

5月3日から5日

12月31日から1月3日

※リサイクル活動奨励金(集団収集)、し尿の収集運搬、生ごみ処理容器等補助金などについては、環境業務課管理係へお問い合わせ下さい。(電話：047-366-7332)



有料の粗大ごみのお問合せ

粗大ごみ受付センター

電話：047-391-0007

事前に予約申し込みが必要です。



ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」でも、ごみの収集日や分別方法等を確認できるよ！



iPhone



Android

13

ごみの出し方や分別区分がわからない場合は、「松戸市家庭ごみ相談コールセンター」にお問い合わせください。
フリーダイヤル 0120-264-057

令和2年10月に開設されたコールセンターでは、ごみの分け方・出し方全般、家庭ごみの収集運搬、動物死体処理の相談など 幅広く対応しています。

ごみの収集日や分別方法等については、スマホ用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」でも、確認できます。通信料以外は無料の便利なアプリですので、ぜひダウンロードしてご利用ください。掲載のQRコードからでも簡単にダウンロードできます。

最後に・・・松戸市からのお願い

引き続きごみの分別と減量にご協力ください

- 「リサイクルするプラスチック」や、「資源ごみ」の“雑がみ”の適切な分別を行う。
※雑がみ・・・新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック以外のリサイクルできる雑多な紙。
※雑がみを紙袋で出す場合、紙袋には“ざつがみ”と書き、ひもで縛るかテープ等で一か所のみを止めてください。
- 消費期限切れや食べ残し、食品の買いすぎ等による「食品ロス」を減らす。
- 生ごみの水切りを徹底する。

その他 松戸市からのお願い

- 「リチウムイオン電池が取り外せない電子機器」は「不燃ごみ」の日に出してください。
※取り外し可能な小型充電式電池、ボタン電池等はお近くの協力店へ。
- 「リサイクルするプラスチック」のごみ袋は二重にしないでください。
- 庭や空き地などでごみや草木を燃やす「野焼き」は、法令で定められた場合を除いて禁止されています。



14

最後に、松戸市からのお願いです。

松戸市では和名ヶ谷クリーンセンター1施設でごみの焼却を行っており、燃やしきれないごみの処理は近隣の自治体等にお願いしています。近隣自治体等の処理に支障をきたさぬよう、引き続きごみの適切な分別と減量にご協力をお願いします。

減量のポイント

- ①リサイクル可能なごみの適切な分別
プラマークのついた容器包装プラスチックは、汚れや匂いの取れないものを除いて「リサイクルするプラスチック」の日に出してください。お菓子やティッシュの空き箱、メモ用紙、封筒、ハガキといった雑がみは、「可燃ごみ」ではなく「資源ごみ」の日、紙袋にまとめるかひもで縛って出してください。
- ②消費期限切れや食べ残し等により発生してしまう「食品ロス」を極力減らしましょう。
- ③生ごみの水切りを徹底することも、ごみの減量に繋がります。

その他のお願い

- ①電子たばこやモバイルバッテリー等、リチウムイオン電池が内蔵された電子機器が「リサイクルするプラスチック」に混入されてしまい処理施設で発火する事故が多発しています。リチウムイオン電池が取り外せない電子機器は、必ず「不燃ごみ」の日に出してください。
- ②「リサイクルするプラスチック」のごみ袋を二重にして出されてしまうと、再資源化の品質低下につながりますのでやめてください。
- ③庭や空き地などでごみや草木を燃やす、いわゆる「野焼き」行為は、農業、林業、宗教上の行事等の例外を除き、法律で禁止されています。ごみの焼却は、少しの量でも灰の飛散や悪臭が発生し付近の住民に悪影響を与えます。ごみは適切に分別して集積所に出してください。